

かながわ観光連携エリアに係るプロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

かながわ観光連携エリアに係るプロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 事業目的

横浜・鎌倉・箱根に次ぐ、国際観光地の創出に向け取組を推進してきた観光の核づくり地域（以下「核づくり地域」という。）とその周辺地域とが連携した「かながわ観光連携エリア」（以下「連携エリア」という。）が、令和6年度中に策定した連携エリアの観光戦略（以下「戦略」という。）に基づき主体的に行う事業が円滑に進められるよう支援するとともに、連携エリアの意向を踏まえ、連携エリアの魅力をPRする取組を実施することで、誘客促進、認知度向上を図る。

また、連携エリアの観光消費額（特に消費単価）を増やすため、連携エリアの特徴を理解した上で、戦略に基づき、国内外の観光客のニーズが高いコンテンツを充実させるとともに、連携エリア内の滞在時間の延長に向け、宿泊（1泊2日程度）の促進や周遊観光の喚起などにより消費行動を促す。

【参考】かながわ観光連携エリアとは

- ・ 県は、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ、国際観光地の創出に向け、観光の核づくり事業を約10年に渡り実施してきた。その結果、平成26年度の事業開始からコロナ禍前までの核づくり地域の入込観光客数の伸び率が、県全体の10%より高い20%と高くなった。
- ・ また、民間事業者との連携による官民連携のノウハウの蓄積、受入環境整備の促進によりインバウンドの獲得を目指す地域の機運、回遊性の向上などが図られた。
- ・ こうした成果を他地域にも波及させるため、令和6年度は、連携エリアを形成した上で、官民連携の協議体（以下「推進組織」という。）を整備し、令和7年度～9年度に連携エリアの取組を進める上で、基盤となる戦略を策定した。
- ・ また、令和9（2027）年に開催されるGREEN×EXP02027に来場する1,000万人（有料来場者数目標）に対し、横浜・鎌倉・箱根以外にも、連携エリアの取組等についてPRを実施。
- ・ さらに、GREEN×EXP02027を契機としたJRデスティネーションキャンペーンにおいて、連携エリアの取組との相乗効果により、更なる認知度の向上と周遊促進につなげていく。

<連携エリア構成市町村>

- ・ 三浦半島エリア（横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町）
- ・ 県央やまなみエリア（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村）
- ・ 湘南西エリア（平塚市、小田原市、大磯町、二宮町）

（参考：戦略）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/renkeieria.html>

4 業務内容

受注者は、戦略と連携エリアの要望を踏まえ連携エリア内の周遊や国内外からの認知度向上に向け、次の業務を実施すること。

(1) 観光コンテンツの紹介〔企画提案事項〕

連携エリア構成市町村の観光コンテンツを各市町村につき5か所以上紹介すること。観光コンテンツの掲載は(3)で制作する特設ウェブページ内で行うこと。観光コンテンツは、観光施設の他、自然やアクティビティを紹介するものとし、掲載に当たっては観光コンテンツの管理者へ許諾を取ること。

(2) エリア愛称・キャッチコピー・ロゴデザインの作成（連携エリア3エリア分）〔企画提案事項〕

受注者は、連携エリアが国内外の観光客にとってイメージしやすく親しみが持てるよう、次のとおりエリアの愛称等を作成すること。なお、エリア愛称・キャッチコピー及びロゴデザインは受注者の提案を基に発注者と協議の上、決定するものとし、商標登録をしたエリア愛称・キャッチコピー及びロゴデザインの利用範囲は連携エリアのプロモーションにおけるウェブ広報、紙媒体の広報への活用とする。

ア エリア愛称

各連携エリアの特色を踏まえたエリア愛称を複数提案し作成すること。

イ キャッチコピー

各連携エリアの特色を踏まえたキャッチコピーを複数提案し作成すること。

ウ ロゴデザイン

エリア愛称・キャッチコピーに沿ったロゴデザインを複数提案し作成すること。

エ 商標登録

ア・イ・ウの商標登録の手続きを行うこと。

(3) 特設ウェブページの制作・運用〔企画提案事項〕

受注者は、発注者が運営する神奈川県公式観光サイト「観光かながわNOW」（URL: <https://www.kanagawa-kankou.or.jp>）（以下「かながわNOW」という。）内に連携エリアの魅力を紹介する日本語の特設ウェブページ（以下「特設ページ」という。）の構成、掲載イメージを次のとおり提案し、発注者と協議の上、新たに構築・運営すること。

ア 編集権限

特設ページ制作に当たっては、かながわNOWのCMSを用いて制作することとし、ページ構築に当たっては、構築するウェブページのCMSでの編集権限を発注者から提供する。

イ 再委託

特設ページの全体の設計及びデザインや入力作業は受注者が行うものとし、コーディング及びCMSの連携・改修作業はかながわNOWの管理事業者（株式会社トラベルジップ）に再委託すること。再委託に係る費用（約230万円程度(税込)）は本

委託契約に含むこと。

ウ 公開時期

特設ページの公開は令和7年12月中旬を目途とし、具体的な日時は発注者と協議の上、決定すること。

エ 掲載内容

掲載内容については、次の事項を掲載すること。

- (ア) 連携エリアの事業概要やエリア市町村の紹介、コンセプト等
- (イ) (1)で整理した観光コンテンツ
- (ウ) (2)で作成したキャッチコピー及びロゴ
- (エ) 連携エリアへ全国から、航空（羽田空港）、新幹線（新横浜、品川）、自動車（主な高速道路）を利用した所要時間を含む具体的なアクセス方法。なお、アクセスポイントは連携エリア内の市町村ごとに掲載すること。
- (オ) (4)で作成したモデルコース
- (カ) (5)で作成したデジタルマップ
- (キ) (6)で作成した動画
- (ク) 連携エリア内の旬の花、食、イベント等の情報が掲載された年間バーチャート、旅のカレンダー等
- (ケ) 連携エリア事業に係るイベントやそれ以外のエリア市町村のイベント情報
- (コ) 宿泊施設（各エリアにつき10か所以上）
- (サ) その他、連携エリアの周遊と消費拡大に効果的であると考えられる事項があれば、その根拠とともに提案すること。

(4) モデルコースの作成〔企画提案事項〕

受注者は、連携エリアに関する周遊観光モデルコース（以下、「モデルコース」という。）を次のとおり、作成すること。

なお、モデルコースは受注者の提案を基に発注者と協議の上、決定するものとする。

ア 戦略に基づきテーマを設定したモデルコースについて、設定理由を示した上で各連携エリア3コース以上提案すること。

イ 単体市町村の観光コンテンツの紹介のみではなく、アの観光コンテンツを活用し、各連携エリア内の周遊を促すため、市町村を跨ぐ広域的なモデルコースを作成すること。

ウ モデルコースは、現実的に周遊できる距離や時間設定などに鑑み、コンテンツの選定及び所要時間を設定とすること。

エ 作成したモデルコースは将来的には発注者により各種広報に使用するため、受注者はこのことを考慮してコース紹介用の画像や紹介文等のデータ収集を行うこと。収集に当たっては、施設管理者や事業者等との調整・交渉、校正、権利処理、その他調整は、全て受注者が行うこと。

(5) 【企画提案事項】

受注者は、連携エリアに係るデジタルマップを次のとおり作成すること。作成したデジタルマップは(3)で制作した特設ページに掲載すること。

ア GIS（地理情報システム）を活用し、スマートフォン、タブレット等の携帯端末上で位置情報及び周辺情報を表示することができるシステムを構築すること。提案するものについては、既に地方自治体などでの運用実績があり、セキュリティ対策が十分に施されたものであること。また、その実績、安全性についても説明を行うこと。

イ (1)で紹介した観光コンテンツ及び(3)エ(ロ)について、位置情報及び紹介テキスト情報及び画像を掲載すること。

ウ 有料サービスを使用する場合、契約期間内の使用料などのランニングコストは本委託契約に含むとともに、次年度以降も使用することを想定し可能な限り廉価なものとする。

(6) 動画の制作【企画提案事項】

受注者は、連携エリアの魅力を紹介する動画を各連携エリアにつき1本（計3本）制作すること。提案に当たっては、次の仕様に基づき動画の作成イメージを記載すること。提案事項に関して、発注者と協議の上、実施すること。

ア 全体構成

- (ア) 戦略に基づき、動画全体のコンセプト、テーマ、ターゲットを設定すること。
- (イ) 年間を通して使用できるものとする。
- (ウ) 複数年使用可能なものとする。
- (エ) ドローンやタイムラプスなど、映像制作をするための最新機材や映像技術を活用するなど、魅力的な映像に仕上げる。
- (オ) 動画の最後にながわNOWへのアクセスを促す場面を挿入すること。

イ 撮影

- (ア) 撮影する動画の解像度は4Kとする。
- (イ) 撮影する素材は設定したコンセプトやテーマ、ターゲットに沿ったものとし、連携エリアの観光コンテンツを5か所以上含む。
- (ウ) 新規撮影を原則とし、撮影に当たっては季節や天候等を考慮し、撮影候補日を複数確保すること。ただし、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、受注者が所有している映像や借用映像を使用することもできる。借用映像を使用する場合の手続等は受注者において行う。
- (エ) 撮影場所、時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは受注者において行う。
- (オ) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きは受注者において行う。

ウ 編集

- (ア) 広告動画の配信を想定した動画時間とする。

- (イ) 字幕を使用する場合は最低限の使用とすること。
- (ウ) 音楽BGM用等の音楽素材の使用については、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは、受注者において行うこと。
- (エ) ナレーションは原則使用しないこと。
- (オ) 画面縦横比 16:9 を基本とすること。
- (カ) カラーはフルカラーを基本とすること。
- (キ) ファイル形式は.mp4や.movなどウェブサイトやSNS等で再生可能なファイル形式とすること。
- (ク) (7)で実施する動画広告の実施に合わせて動画を完成させること。

(7) 動画広告の実施[企画提案事項]

(6)で制作した動画を利用し、次のアからエに留意してYouTube上で広告を実施すること。

ア 使用するYouTubeチャンネルについて

広告配信を実施するYouTubeチャンネルは、神奈川県観光協会 かながわDMOチャンネル (<https://www.youtube.com/channel/UCUGyjh19Dp-oPhCvm2cwEEg>) を使用すること。

イ 広告配信ターゲットについて

広告配信ターゲットについて、エリア毎に設定し、根拠とともに提案すること。

ウ 広告手法について

広告により特設ページへと誘導すること。

動画のPV数及び動画から特設ページへの誘導数について目標数値を設定し、その目標数値を達成するための話題性・拡散性のあるプロモーション手法や配信期間を提案し、実施すること。ただし、動画広告及び広告管理にかかる費用は、全体予算の10%以上とし、効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広告配信を行うこと。

エ 広告時期

特設ページの公開時期に合わせて実施することとし、具体的な実施時期・期間については提案すること。

(8) 追加提案[企画提案事項]

本仕様書に定める委託業務の他、効果的と考えられる企画のアイデアがあれば、委託料上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案し実施すること。

5 再委託の禁止

業務遂行に関しては、原則として再委託を行わないこととし、再委託が必要な場合は事前に発注者の承諾を得ること。

6 制作物に関する権利の帰属

発注者は、本委託業務における制作物について、発注者の観光プロモーションでの活用、

かながわNOWへの掲載を予定しているため、受注者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

- (1) 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受注者が負うものとする。
- (3) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来に渡り行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者に対して著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約すること。
- (4) 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

7 留意事項

- (1) 受注者は、業務を進めるに当たり、発注者と緊密に連携し、詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し、作業を進めること。この場合に、疑義が生じた際は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、発注者の求めに従い、逐次、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。
- (3) 受注者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に発注者と協議の上決定すること。
- (4) 本業務の実施において個人情報扱うに当たっては、別添「個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。

8 業務実施報告書等の提出

(1) 提出物

ア 業務実施報告書 2部（A4縦 左綴じ）

イ 業務実施報告書（word、PDF）及び制作したデザイン（PDF、ai）、動画データなど本委託業務で制作したすべての電子ファイルを保存したDVD-R等 2枚

ウ 完了届

(2) 提出期限

令和8年3月27日

(3) 提出場所

〒231-8588 横浜市中区山下町1

公益社団法人神奈川県観光協会県事業推進部

(4) ウイルスチェックについて

成果物、その他の発注者に提供するデータや記録媒体については、納品前に必ずコンピューターウイルス等不正プログラムが混入していないことを確認すること。

個人情報保護に関する特記事項

（秘密等の保持）

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（従事者等の教育及び研修）

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における県の機関及び受託者の義務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容

にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（個人情報の保有及び取得）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された外部記録媒体（外部記録媒体に記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された外部記録媒体を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された外部記録媒体に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、発注者から外部記録媒体の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

- 第12条 発注者から引き渡された外部記録媒体に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものと

する。

- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（立入調査等）

第 14 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めること及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。